

No. 3～No. 5 汚泥貯留槽内部防食改修工事

共通事項及び特記仕様書

令和 7 年度

逗子市 環境都市部 下水道課

目 次

第一節	共通事項	・ ・ ・ ・ ・	1
-----	------	-----------	---

第二節 特記仕様書

第 1 章	序文	・ ・ ・ ・ ・	3
-------	----	-----------	---

第 2 章	土木工事	・ ・ ・ ・ ・	5
-------	------	-----------	---

第一節 共通事項

(工事の着手)

第1条 工事契約締結後、早期に監督職員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督職員に提出すること。

(疑義の解釈)

第2条 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

2 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあつた場合は、発注者受注者で協議するものとする。

(法令関係の遵守)

第3条 受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(施設の保全)

第4条 移設構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第5条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(工事終了後の処理)

第6条 工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃しなければならない。

(安全管理)

第7条 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めなければならない。

3 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。

4 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

5 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。

6 遠方、山囲、覆土、締切、排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。

7 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督職員と協議のうえ、その地域へ適当な柵を設けると共に、立入禁止の表示をしなければならない。

8 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させると共に、応急措置に対する準備をしておかななければならない。

9 工事現場の秩序を保つと共に、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(工事写真)

第8条 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集し、工事完了後写真帳（デジタルカメラ可）を提出すること。

2 工事看板には、部品名、工程、寸法等を記載すること。

- 3 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督職員の立会のもと撮影すること。
(工事用電力及び工事用水)

第9条 工事用電力及び工事用水等は市が無償で支給するが、あらかじめ監督職員に許可を得るものとする。

第二節 特記仕様書

第1章 序文

- 1 工事名称 No. 3～No. 5 汚泥貯留槽内部防食改修工事
- 2 工事場所 逗子市桜山9丁目 2448-4（逗子市浄水管理センター）
- 3 工 期 契約日から2026年（令和8年）3月6日まで
- 4 工事の目的
本工事は、下水道ストックマネジメント計画に基づき実施されるものであり、汚泥処理施設におけるNo.3～No.5 汚泥貯留槽の内部防食改修工事を実施するもの。
- 5 工事内容
別紙特記仕様書「土木工事」参照のこと。
- 6 工事計画
受注者は、各設備を運転しながら更新を行うため、水処理及び汚泥処理が止まらないよう、十分に考慮し工事を行うこととし、発注者と協議のうえ現地作業日程を取り決めるものとする。
- 7 試験・検査
 - (1) 材料検査
 - (2) 外観構造検査
 - (3) その他必要と認める検査
- 8 完成図書
 - (1) 内容
完成図、実施工程表、検査成績書、試験成績書、納品書、工事写真、その他必要と思われるもの。
 - (2) 提出部数
2部（インデックス見出し付）
その編集方法については、監督職員と調整すること。
- 9 工事関係車両
 - (1) 工事関係車両に大型車両を必要とする際は、あらかじめ発注者と協議のうえ管轄警察署に通行許可を受け、同許可書の写しを入場する日に先立ち監督職員へ提出すること。
 - (2) 大型車両が出入りする際は、県道及び正門出入り口にて適宜交通誘導を行うこと。
- 10 廃棄物処分
工事により発生する各廃棄物については関係法令に基づき適正に搬出及び処分しなければならない。なお、発生材のうち発注者のスクラップ（鉄屑）処分が可能な部材等については、処理場内指定場所まで運搬・仮置きするものとし、監督職員の指示に従うものとする。

11 逗子市環境方針の遵守

受注者は、発注者の定めた逗子市環境方針を遵守し、環境に負荷を与えないように工事を施工しなければならない。

12 その他

- (1) 工事施工に当たり、施設、車両等に損傷を与えた場合は直ちに監督職員へ報告を行うと共に、応急措置を行い受注者の責任において原状復旧にあたらなければならない。
- (2) その他疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで別途協議する。

第2章 土木工事

1. 適用

- 1) 本特記仕様書は、■印をつけたものを適用する。
- 2) 本特記及び図面に記載のないものは、下記の図書による。
 - 土木工事共通仕様書（R7年3月改定版）（国土交通省 関東地方整備局）
 - 下水道施設標準図（詳細） 土木・建築・建築設備編（R5年度版）（下水道事業支援センター）
 - 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（R5年3月版）（下水道事業支援センター）
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（R4年度版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）

2. 共通事項

(1) 他工事との調整

☐ あり ☒ なし

☐ 同一敷地内の他工事（設備工事を含む）と工程、取り扱い及び安全管理等について、常に十分な調整を図らなければならない。

☐ 下記の工事と工程、取り扱い及び安全管理等の調整を図ること。

発注者	工事件名	調整内容

(2) 事前調査

☐ 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について、綿密な事前調査を行い、十分把握の上、施工しなければならない。

■下記の調査を行い、その結果を監督職員に報告すること。

調査場所	調査項目	数量	単位
汚泥貯留槽	表面異常	427.9	m ²
	中性化試験	9	箇所
	鉄筋はつり調査	3	箇所

(3) 劣化部除去工

☒ あり
 ☐ なし

- 1) 劣化部除去工の施工範囲は、図面による。
- 2) 劣化部除去方法は、超高压水処理（処理水压 240MPa 程度）を標準とする。
- 3) 劣化部除去工に伴う排水の処理は下記のとおりとする。
- 下水処理場内での返流水として処理
- 産業廃棄物として処分
- その他（ ）
- 処分条件等（ ）
- 4) 劣化部除去工に伴う排水を産業廃棄物処分以外で処理する際には、事前に監督職員と協議を行い、履行の前後において確認をうけること。

(4) 鉄筋処理工

■ あり □ なし

- 1) 鉄筋処理工の施工範囲は、図面による。
- 2) 鉄筋処理工には、鉄筋錆落とし（ケレン作業）、清掃、鉄筋防錆処理を含む。

(5) 断面修復工

☒ あり
 ☐ なし

- 1) 断面修復工の施工範囲、施工厚さは、図面による。
- 2) 断面修復工に使用する断面修復用モルタルは、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」に定める品質規格に適合したものとする。

(6) 本工事への制限

■ あり □ なし

本工事の施工に当たり、一般通行への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保等により、施工内容、施工時期、施工期間について、下記の制限があるので遵守すること。ただし、関係機関から継続的に時間制約条件を付される等、著しく制約を受ける場合は、別途協議を行うこと。

内容及び時期	施工時に汚泥貯留槽のドライ化を行う。
内容及び時期	3 槽同時施工は不可。2 槽同時施工は可能。
内容及び時期	
内容及び時期	

(7) 増設・改築工事

□ 該当 ■ なし

既存の施設が稼動中であるので、下記の構造物については管理者と十分に連絡調整を取り、その運転管理に支障を及ぼさないように配慮すること。工事施工により既存施設に損傷を生じ、その原因が受注者の責による場合、受注者は原形復旧を行うこと。

構造物名	管理者

(8) 産業廃棄物の処理

■ あり □ なし

□ 指定地処分（下記） ■ 処分地未定（L＝ 10km）

種類	処分地	距離	処分条件
コンクリート殻		km	
		km	
		km	

産業廃棄物の運搬・処分等の処理を委託する場合は、適正な処理が行われるよう廃棄物処理業者を指導、監督するとともに、土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 1-1-1-18 の規定に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確認するものとする。

(9) 借地

☐ あり ☒ なし

本工事に使用する借地は、下記のとおりであり、借地費用は工事費に含む。

用途	場所	面積	条件
		m ²	
		m ²	

3. 土工

(1) 発生土処分

☐ あり ☒ なし

☐ 場内処分 ：位置及び処分方法は監督職員の指示による。

☐ 場外処分 ：☐ 指定処分（下記） ☐ 自由処分（L= km）

処分地	距離	処分条件
	km	
	km	
	km	

(2) 埋戻土仮置き

☐ あり ☒ なし

☐ 場内 ：位置及び仮置き方法は監督職員の指示による。

☐ 場外（下記）

仮置き場所	距離	仮置きの条件
	km	
	km	
	km	

(3) 埋戻し

☐ あり ☒ なし

☐ 掘削仮置き土 ：掘削土のうち、良質土を使用すること。

☐ 購入土（下記） ☐ その他（下記）

4. 仮設工

(1) 設計図書に指定された仮設工等について

- 1) 設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 受注者においても、本仮設工に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。
- 3) 工事の施工については、受注者の責任において実施するものとする。

(2) 土留工

☐ あり ☒ なし

工法明示 ☐ あり（下記） ☐ なし

仮設材	工法

(3) 水替工

☐ あり ☒ なし

- ☐ 釜場排水
- ☐ ウェルポイント（設計図書による）
- ☐ ディープウェル（設計図書による）
- ☐ その他

(4) 仮設物の存置

☐ あり ☒ なし

本工事で施工する下記仮設物については、工事完成後も存置すること。なお、工事完成後の損料、撤去費は、別途協議する。

施工箇所	仮設物の内容

(5) 交通誘導員

☐ あり ☒ なし

交通誘導員の配置は下記による。また、配置場所及び配置時間、期間については、監督職員と協議するものとする。なお、管理者等との協議の結果、又は、条件変更等に伴い、変更する必要がある場合は、別途協議する。

☐ 【交通誘導員 A】

作業内容	配置人員	延べ人数	備考	
	人/日	人		
	人/日	人		
	人/日	人		

☐ 【交通誘導員 B】

作業内容	配置人員	延べ人数	備考	
	人/日	人		
	人/日	人		
	人/日	人		

※交通誘導員 A とは、警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である。

※警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するものである。

5. 地盤改良工

(1) 地盤改良工

☐ あり ☒ なし

改良範囲は設計図書によること。

改良箇所	工法	改良材の種類	使用量

観測井の設置 (箇所)

水質試験（採水） (回)

6. 基礎工

(1) 杭基礎

☐ あり

☐ 既製杭工

☐ 場所打ち杭工

☒ なし

1) 杭の材質、形状、寸法等は設計図書による。

2) 杭の許容支持力は下記による。(打撃工法のみ記載)

(根固め工法は、設計支持力(計算値)を参考値で記載)

施設名	設計支持力	施設名	設計支持力
	kN/本		kN/本
	kN/本		kN/本
	kN/本		kN/本

3) 試験杭の施工は下記による。

なお、試験杭の結果、杭長に変更が生じた場合は監督職員と協議する。

施設名	本数	杭長	備考
	本	m	
	本	m	
	本	m	
	本	m	
	本	m	

(注記) 1: 本杭に使用し、余長部は切断

2: 位置は監督職員と協議

3: 杭長以外の仕様は本杭と同じ

4) 施工法は下記による。

施工法

☐ 打撃工法

☐ プレボーリング併用最終打撃工法

☐ 中掘最終打撃工法

☐ プレボーリング杭工法 [COPITA 工法]

☐ 中掘拡大根固め工法

[旧建設大臣認定 日本道路協会の杭基礎施工便覧で示されている工法]

その他 ()

ハンマーの指定

☐ あり () ☐ なし

オーガ削孔

☐ あり (L=) ☐ なし

載荷試験

☐ 要 (本) 試験法 ()

☐ なし

(2) 直接基礎

(☐ あり ☒ なし)

☐ 載荷試験 要

地耐力確認のための平板載荷試験を行い、監督職員に報告すること。なお、その結果が下記設計地耐力を満足しない場合は、監督職員と協議するものとする。具体的な試験位置、箇所数は監督職員と協議すること。

施設名	地耐力	施設名	地耐力
	kN/m ²		kN/m ²
	kN/m ²		kN/m ²
	kN/m ²		kN/m ²

試験法（地盤工学協会基準 J S G 1 5 2 1 - 2 0 0 3）

☐ 載荷試験 不要

載荷試験不要の場合、現地の土質がボーリング時のものと一致することを監督職員立会のうえ確認すること。不一致の場合は監督職員と協議するものとする。

7. コンクリート工

設計図書において、旧 J I S 製品記号による表現があった場合、新 J I S 製品記号に読み替えて施工すること。

(1) 生コンクリート仕様

☐ 下記仕様による ☐ 構造細目共通図による

種別	σ_{ck}	スランプ	最大骨材寸法
	N/mm ²	cm	mm
	N/mm ²	cm	mm
	N/mm ²	cm	mm

(2) セメントの指定

☐ 下記仕様による ☐ 共通仕様書による ☐ 構造細目共通図による
☐ 高炉セメント B 種
☐ 普通ポルトランドセメント
☐ その他 ()

8. 鉄筋工

(1) 鉄筋の最小かぶり

鉄筋の最小かぶりは、構造細目共通図 に示す下記の区分を適用する。

■ 通常の施工の場合

□ 塩害対策地域の施工の場合

□ 対策区分Ⅰ

□ 対策区分Ⅱ

□ その他（ ）

9. 管きょ工

□ あり ■ なし

□ 開削工法（新設）

□ 開削工法（布設替え）

□ 推進工法

□ 管更生工法

□ その他（ ）

1) 施工概要

① 新設管

施工区間	管種	管径	工法及び用途

② 撤去管

施工区間	管種	管径	用途

③ 管基礎

施工区間	基礎種類	条件

2) 舗装復旧工 □ あり（下記） □ なし

□ 仮復旧 （ 回 ） まで（本復旧は別途工事）

□ 仮復旧 （ 回 ） ＋ 本復旧

□ 本復旧のみ

復旧範囲は設計図書によること。

10. その他

(1) 既設仮壁撤去

☐ あり ☒ なし

既存の仮壁の撤去に際しては、既存施設・設備の保安対策を十分検討し、その内容について、監督職員の承諾を得なければ、当該撤去工事に着手してはならない。撤去範囲は設計図書によること。

11. 共通仮設費

(1) イメージアップ

☐ あり ☒ なし

1) 工事現場のイメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者は、この目的を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適切なイメージアップを実施するものとする。

2) イメージアップの内容は、下記のとおりとする。

☐ 率計上項目

(イ)～(ニ)の各計上項目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1項目のみ2内容）の合計5つ以上の内容を選択し、監督職員の承諾を得て実施する。但し、☒で示す場合は、当該項目を必ず実施する。

イ) 設備関係

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 用水・電力等の供給設備 | ☐ 緑化・花壇 |
| ☐ ライトアップ施設 | ☐ 見学路及び椅子の設置 |
| ☐ 昇降設備の充実 | ☐ 環境負荷の低減 |

ロ) 営繕関係

- | | |
|---|---|
| ☐ 現場事務所の快適化 | |
| ☐ 労働者宿舎の快適化 | ☐ デザインボックス（交通誘導員待機室） |
| ☐ 現場休憩所の快適化 | |
| ☐ 健康関連設備及び厚生施設の充実等 | |

ハ) 安全関係

- | |
|---|
| ☐ 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） |
| ☐ 盗難防止対策（警報機等） |
| ☐ 避暑・防寒対策 |

ニ) 地域とのコミュニケーション

- ☐ 完成予想図 ☐ 工法説明図
- ☐ 工事工程表 ☐ デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)
- ☐ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む)
- ☐ 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営
- ☐ パンフレット・工法説明ビデオ
- ☐ 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む)
- ☐ 社会貢献

☐ 積上計上項目

イ)

- ☐ 見学用ステージ ☐ 見学用の擬似階段 ☐ カラー舗装
- ☐ 敷石及び見学者用専用駐車場等の設置
- ☐ その他 ()

☐ その他

イ)

- ☐ 前回工事で実施したイメージアップ施設の補修維持のみを行う。
()

- 3) イメージアップの具体的な内容、実施時期について、施工計画書に含め提出すること。
- 4) 工事完了時には、イメージアップの実施写真を提出すること。
- 5) 工程表の作成にあたっては、イメージアップの準備に必要な期間を考慮すること。

12. 監督員詰所

(1) 借上損料

- ☐ あり ☒ なし

☐ 監督員詰所 (m²: 備品 ☐ あり ☐ なし)

設置 ☐ あり ☐ なし

撤去 ☐ あり ☐ なし

今回の借上期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月
(月)